

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	平成29年4月1日	法人コード	A012561
	至	平成30年3月31日	法人名	公益財団法人書壇院

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人書壇院		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	書道の研究、教育及び普及に関する事業を行い、書道芸術の高揚と精神の修養、人格の陶冶を図ることを目的としている。		
主たる事務所の所在場所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-5-1 アークヒルズ仙石山テラス101		
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数 (公益社団法人のみ)	人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

<「利益の繰り入れ割合」を選択して、「自動転記」のボタンをクリックしてください。>

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰り入れ割合	50%超	
	収入の額	費用の額
第2段階の合計	99,932,771円	99,932,771円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄～3欄の合計額)		72.6%
1.	公益実施費用額	99,664,874円
2.	収益等実施費用額	17,637,661円
3.	管理運営費用額	19,975,328円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	7,137,000円	うち個人から	7,137,000円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	5,141円
-------------	--------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	2,577,420,462円	負債額	78,993,294円
		正味財産額	2,498,427,168円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	99,664,874円
-------------	-------------

## 【別紙2: 法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	平成29年4月1日	法人コード	A012561
	至	平成30年3月31日	法人名	公益財団法人書壇院

## 1. 基本情報

フリガナ	ロウエキザイダンホウジンシヨダンイン			
法人の名称	公益財団法人書壇院			
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒1050001 東京都 港区虎ノ門5丁目5番1-101号		
	代表電話番号	03-6721-5701 (内線 ) FAX番号03-6721-5702		
	代表電子メールアドレス			
	ホームページアドレス	<a href="http://shodan-in.jp/">http://shodan-in.jp/</a>		
代表理事の氏名	町田 郁夫			
事業年度	04月 01日 ~ 03月 31日			
申請業務担当者注	氏名(又は名称)	星野昌寛	役職(又は担当者名)	事務長
	電話番号	03-6721-5701	FAX番号	03-6721-5702
	電子メールアドレス	shodan-hoshino@shodan-in.jp		
事業の概要	書道の研究、教育及び普及、書道芸術の発展向上のために収蔵品の展示公開、公募展の開催、書道教育研究誌の発行などの諸事業を行っている。			

注：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。